

12月3日～9日は障害者週間 障害のある人もない人も 安心して暮らせる社会に

障害者週間とは？

障害者週間は、平成16年の障害者基本法の改正によって定められました。その目的は、「障害者の福祉について関心と理解を広めること」「障害者があらゆる分野の活動へ参加する意欲を高めること」です。

市では、毎年障害者週間に展示会を行い、障害者に対して理解を広めるとともに、障害者の活動を応援しています(詳しくは右下の記事をご覧ください)。**☎障害福祉課障害福祉係☎042-497-2073**

合理的配慮とは？

合理的配慮とは、障害のある人からお願いされたときに、負担にならない範囲で協力することで、障害者差別解消法によって定められています。難しく考える必要はありません。「ゆっくり話す」「席を譲る」「声をかける」だけでも助かる人はたくさんいます。話しかけるときに肩を軽くたたくことが合理的配慮となる場合もあります。自分にできることは何か、この機会に考えてみましょう。

合理的配慮の例

・ゆっくり話す

・席を譲る

・声をかける



難病かも！ 早めの相談を



障害のある方のなかには、心臓や腎臓などの内部障害や、発達障害、高次脳機能障害など、見た目からは分かりにくい障害がたくさんあります。

また、国や都の指定難病は約300種類ですが、指定外の難病は3,000種類以上あると言われています。指定外の難病のなかには「疲れやすい」「強烈に眠くなる」など、周囲から「怠けている」と誤解されやすい疾患もあります。いつもと違う症状が続いたら、もしかしたら難病かもしれません。病院や保健所と連携した治療が必要となりますので、早めにご相談ください。

☎障害福祉課障害福祉係☎042-497-2073

「誰もが安心して利用できる庁舎」を目指して 合理的配慮を追求した新庁舎を建設中です！

◆フロア内の移動しやすさ

敷地内及び建物内は段差のない構造とし、廊下は車いす利用者でもすれ違うことのできる幅を確保します。



新庁舎1階イメージ

◆だれでもトイレの設置

各階に車いす利用者に対応できる「だれでもトイレ」を設置し、1階と4階にはオストメイトや多目的シートを備えます。



◆福祉窓口の集約

高齢支援課や地域包括ケア推進課を本庁舎1階に移動し、福祉の手続きがワンフロアでできるようにします。



新庁舎完成イメージ

◆上下階への移動しやすさ

車いす利用者や視覚障害者に配慮したエレベータを2か所設けます。

障害者週間の展示

①市内事業所の紹介、②障害のある方が作成した作品を展示します。

☎①12月1日(火)～6日(日)午前10時～午後8時、②12月3日(木)～12月9日(水)午前8時30分～午後5時 **場**①クリアギャラリー(クリアビル4階) ②市役所本庁舎1階 **☎**障害福祉課障害福祉係 **☎**042-497-2073



市役所での展示

～人権について改めて考えてみませんか～ 12月4日から10日までは人権週間

昭和23年12月10日は国際連合第3回総会で「世界人権宣言」が採択されたことを記念して「人権デー」が定められ、その後日本で人権週間が定められました。皆様一人一人に人権を尊重することの大切さをご確認いただくなかで、今年も市内小学校では子どもたちが人権尊重思想の普及・啓発のための活動を行いました。

◆市内小学校での取り組み
【人権の花運動】 協力や助け合いによる花の栽培をとおして、豊かな人権感覚を身に付けていこうとするものです。今年度は六小・七小

の児童が人権の花を育てました。**【子どもたちからの人権メッセージ】** すべての子どもが人として生きる権利を尊重され、必要な保護と援助が与えられるように、平成元年の国連総会で採択された『児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)』の精神を広めるため、毎年開催されている「子どもたちからの人権メッセージ発表会」は中止となりましたが、清明小6年生が「子どもたちからの人権メッセージ」を作成しました。

☎秘書広報課広報広聴係 **☎**042-497-1808



七小の人権の花



人権の花を植える六小の児童たち

生活、家計、仕事のことなどでお困りの方の無料相談窓口

きよせ生活相談センター「いっぽ」

仕事が続かない

なかなか就職できない

借金や滞納があって毎月のお金のやりくりが難しい

履歴書の書き方が分からない...

しばらく仕事をしていないので何から始めればいいのか分からない

専門の相談員と一緒に考えながら 1つずつ問題を整理して解決策を見つけましょう

上記のほかに、住居確保給付金の相談も受け付けています。離職・廃業して2年以内の方や、就業機会の減少等により離職等と同程度の状況の方で、経済的に困窮し、住居を失った方や住居を失いそうな方が対象です。なお、受給には要件があります。

相談が多く混みあっている場合がありますので、相談を希望の方は、事前に電話でご予約ください。

☎午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)に電話できよせ生活相談支援センターいっぽ **☎**042-495-5567へ

納税にご協力を

■夜間納税・納税相談 **☎**12月23日(水)・24日(木)いずれも午後8時まで
■日曜納税・納税相談 **☎**12月20日(日)午前9時～午後4時

■土曜納税・納税相談 **☎**12月12日(土)午前9時～正午
場いずれも市役所徴収課窓口 **☎**徴収課徴収係 **☎**042-497-2045